

電子提供措置の開始日 2026年3月5日

**第14期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**会社の新株予約権に関する事項
会社の体制及び方針
株主資本等変動計算書
個別注記表**

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社セルシス

会社の新株予約権に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

名 称	第12回新株予約権	
発 行 決 議 年 月 日	2021年8月6日	
保 有 人 数 及 び 新 株 予 約 権 の 数		
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	2名	300個
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	—	—
目的となる株式の種類と数	普通株式130,000株（新株予約権1個につき100株）	
本新株予約権の行使条件	（注）	
新株予約権の払込金額	払込を要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり 99,800円（1株当たり998円）	
新株予約権の行使期間	2023年8月24日から2031年8月5日まで	

（注）①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の体制及び方針

(業務の適正を確保するための体制)

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の全役職員に法令・定款の遵守を徹底するためコンプライアンス規程、内部者取引管理防止規程、個人情報保護規程等コンプライアンスに係る規程の整備のもと、これを周知徹底させるとともに、全役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築するためコンプライアンス相談窓口規程を整備する。

(2) 内部監査部門は、内部統制及びコンプライアンスの状況を監査し、定期的に代表取締役社長に報告する。

(3) 社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理を行うために取締役会規程、文書管理規程その他社内諸規程を整備し、適正に管理する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務の執行にあたり、予め予測可能な損失の危険は、社内規程、規則、マニュアル等の諸規程を整備し未然に防止を図る。予想し得ない突発的な事態の発生には、当社の代表取締役社長の指揮のもとこれに対応する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

事業計画のマネジメントについては、毎年策定される中期経営計画及び年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の計画どおりに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

日常の職務執行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

5. 当社の業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役会により経営方針、年度計画、目標数値の進捗状況等の審議並びに報告を通して、情報の共有化を図ることとする。

(2) 内部監査部門は、内部統制システムの整備状況の監査に協力し、把握・評価し、その監査

結果を踏まえ改善を促すものとする。

6.監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制及び当該取締役及び使用人の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備する。

補助すべき使用人は監査等委員会の指示に従ってその監査の業務を行う。担当する使用人の人事考課、異動等については監査等委員会の同意を受けたうえで決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

7.当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人又はこれらの者から報告を受ける者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、法令に基づく事項のほか、監査等委員会の要請に応じ必要な報告及び情報提供を行う。

また当社に著しい損害、不利益を及ぼすおそれのある事実、法令、定款、倫理等に違反する行為等を発見又はおそれがある場合の当該事実は速やかに監査等委員会に報告する。

8.監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。

9.監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

10.その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役社長、監査法人と定期的に会議を開催し、監査等委員会が意見又は情報の交換ができる体制とする。

内部監査部門は監査等委員会と定期的にまた必要に応じ会議を開催し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の業務の適法性、妥当性について、監査等委員会が報告を受ける体制とする。

11.財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、関係法令等に従い内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。

(内部統制システムの運用状況の概要について)

内部統制システムの運用状況につきましては、適切な内部統制システムの構築・運用に努めており、内部統制システムの目的である「業務の有効性・効率性」「資産の保全」「財務報告の信頼性」「法令等の遵守」を確保する観点から確認の手続きを行い、「内部統制システムの整備・運用状況」の評価を実施しております。

また、監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査部門と日常的にコミュニケーションを図り、当社全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しています。

①取締役の職務執行について

取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項、経営方針、予算策定等の経営重要事項について決定し、月次の業績分析・評価を行うとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しました。

②監査等委員会の職務執行について

当事業年度におきましては、監査等委員会を19回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議へ出席するとともに、稟議書、決裁書等の監査を行っております。また、常勤監査等委員は、内部監査部門及び監査法人と定期的にミーティングを行い、意見交換を行うとともに、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有することで連携を図っております。

③財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制構築の基本的計画及び方針」を定め、財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。また、決算開示資料等については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保しております。

④コンプライアンスについて

リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、内部通報制度の実施状況、コンプライアンスに関する課題の抽出や改善策等の検討を行っております。

また、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、解決に取り組むため、内部通報規程の整備を行うとともに、社外の弁護士への内部通報制度を導入し、全役職員に周知し、年1回以上定期的なコンプライアンス研修会を実施しております。

⑤リスク管理体制について

リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、内部通報制度の実施状況、リスクに関する課題の抽出や改善策等の検討を行っております。

また、リスク管理規程、緊急時対応規程、情報セキュリティ管理規程を整備し、内部監査部門及び情報システム部門は定期的にはリスクの見直しを行うとともに、取締役会に報告しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	10,000	2,500	6,386,067	6,388,567	3,741,289	3,741,289
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△1,041,705	△1,041,705
当期純利益					1,681,102	1,681,102
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式処分差益			16,971	16,971		
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計			16,971	16,971	639,397	639,397
当 期 末 残 高	10,000	2,500	6,403,039	6,405,539	4,380,687	4,380,687

(単位 千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△4,678,793	5,461,063	△265,744	△265,744	69,600	5,264,919
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△1,041,705				△1,041,705
当期純利益		1,681,102				1,681,102
自己株式の取得	△2,000,013	△2,000,013				△2,000,013
自己株式の処分	34,570	34,570				34,570
自己株式処分差益		16,971				16,971
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			387,449	387,449	△9,280	378,169
当期変動額合計	△1,965,443	△1,309,074	387,449	387,449	△9,280	△930,905
当 期 末 残 高	△6,644,237	4,151,989	121,704	121,704	60,320	4,334,014

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品、原材料及び貯蔵品 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法によっております。但し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量又は見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 : 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金の計上基準

当社は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ソフトウェアの使用許諾

当社では、主にグラフィック分野に特化したソフトウェアについて使用許諾契約を行っております。顧客に提供したソフトウェアが、使用許諾期間にわたり知的財産へアクセスする権利である場合は、契約期間にわたり収益を認識し、ソフトウェアが供与される時点の知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。

また、売上高に基づくロイヤリティに係る収益は契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、顧客からの売上報告書の受領時点で収益を認識しております。

② 受注制作のソフトウェア

受注制作のソフトウェアについては、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を合理的に見積もり、当該進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合や金額が重要でない場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ 保守サポート収入

当社のソフトウェア製品が搭載されることを前提とした開発サポート、当社のソフトウェア製品を利用許諾後に技術的サポートを提供する保守サポートが含まれます。開発サポート及び保守サポートは契約に基づき顧客にサポートが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じて按分し収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

市場販売目的ソフトウェア

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア 915,938千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売金額に基づく償却額と残存見込販売有効期間（3年以内）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法により減価償却金額を算出しております。見込販売金額は、各事業における案件別等の実現可能性の確度を主要な仮定としており、各事業の販売実績金額又は将来の販売見込金額が当初見込と比べて大きく乖離した場合、追加の費用計上が必要となる場合があります。また、今後、事業環境の変化により保有する市場販売目的ソフトウェアの収益性が著しく低下し投資額を回収できなくなった場合には、一時費用が発生し当社の業績に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 346,266千円

(損益計算書に関する注記)

(1) 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費 20,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 当事業年度末における発行済株式総数は、普通株式36,271,180株であります。
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数は、普通株式6,639,764株であります。
- (3) 剰余金の配当に関する事項

①当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通 株式	370,629	利益 剰余金	12	2024年 12月31日	2025年 3月31日
2025年8月8日 取締役会	普通 株式	671,076	利益 剰余金	22	2025年 6月30日	2025年 9月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
2026年3月30日開催予定の第14回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月30日 定時株主総会	普通 株式	414,839	利益 剰余金	14	2025年 12月31日	2026年 3月31日

- (4) 当事業年度末において、発行している新株予約権の目的となる株式数は、普通株式130,000株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
ソフトウェア償却超過額	227,344千円
投資有価証券評価損	151,387千円
退職給付引当金	105,879千円
役員退職慰労引当金	77,624千円
未払事業税	58,937千円
外注費等損金算入超過額	33,180千円
賞与引当金	21,590千円
貸倒引当金	15,725千円
その他	18,035千円
繰延税金資産小計	709,705千円
評価性引当額	207,658千円
繰延税金資産合計	502,046千円
繰延税金資産純額	502,046千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、長期的な事業投資等の資金の調達については主に銀行からの借入や社債発行により調達を行う方針にしております。短期的な運転資金については、必要があれば銀行借入による調達を行う方針にしております。一時的な余資は安全性の高い定期預金等で運用しております。デリバティブ取引は、リスクを回避することを目的として実施するものであり、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されています。海外取引を行うにあたって生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

当社が保有する投資有価証券である株式は、市場リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程及び与信管理要領に従い、相手先毎の期日管理及び債権残高管理、与信残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としています。

(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の営業債権・債務については、為替の変動リスクに晒されており、必要に応じて先物為替予約等を利用してヘッジしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。市場価格のない未公開株式に関しては、四半期毎に当該会社の計算書類を入手する等、経営状態及び純資産価額の把握に努めております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成、更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	562,060	562,060	—
資産計	562,060	562,060	—

- (注) 1.現金及び預金、売掛金、未収入金及び前受金については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。
- 2.非上場株式（貸借対照表計上額 5,587千円）については市場価格がないことから、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価。

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株 式	562,060	—	—	562,060
資産計	562,060	—	—	562,060

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明並びに有価証券に関する事項

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度	合計
収益認識の時期		
一定期間にわたって認識する収益	5,005,655	5,005,655
一時点で認識する収益	4,465,982	4,465,982
顧客との契約から生じる収益	9,471,638	9,471,638
外部顧客への売上高	9,471,638	9,471,638

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債（期首残高）	1,091,638
契約負債（期末残高）	1,328,647

顧客との契約から生じた契約資産については、該当事項はありません。当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は1,091,638千円であります。なお、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	144円 22銭
(2) 1株当たり当期純利益	55円 23銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。